

前橋市計量関係手数料条例新旧対照表

改正案	現 行																														
<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 特定計量器の定期検査を受けようとする者等は、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 法第19条第1項の規定により定期検査を受けようとする者</td> <td>別表の左欄に掲げる特定計量器1個につき同表の右欄に掲げる額</td> </tr> <tr> <td>(2) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(手数料の徴収等)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(指定定期検査機関が行う定期検査の手数料)</p> <p>第4条 法第20条第1項に規定する指定定期検査機関(以下「指定定期検査機関」という。)が行う法第19条第1項に規定する定期検査を受けようとする者は、第2条に定める手数料を当該指定定期検査機関に納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定定期検査機関に納付された手数料は、当該指定定期検査機関の収入とする。</p> <p>(手数料の不徴収)</p> <p>第5条 前橋市が使用する計量器の検査を行うときは、手数料を徴収しない。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第6条 省略</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 省略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>表省略</p>	区分	金額	(1) 法第19条第1項の規定により定期検査を受けようとする者	別表の左欄に掲げる特定計量器1個につき同表の右欄に掲げる額	(2) 省略		<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 特定計量器の定期検査を受けようとする者等は、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 法第19条第1項の規定により定期検査を受けようとする者</td> <td>別表第1の左欄に掲げる特定計量器1個につき同表の右欄に掲げる額</td> </tr> <tr> <td>(2) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第205条第2項に規定する实用基準分銅その他の分銅の検査を受けようとする者</td> <td>別表第2の左欄に掲げる实用基準分銅1個につき同表の右欄に掲げる額</td> </tr> <tr> <td>(4) 依頼検査を受けようとする者(前号に掲げるものを除く。)</td> <td>別表第3の左欄に掲げる計量器1個につき同表の右欄に掲げる額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(手数料の徴収等)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(手数料の不徴収)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 一般消費者の生活の用に供されている計量器について依頼検査を行うとき。</p> <p>(2) 前橋市が使用する計量器の検査等を行うとき。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第5条 省略</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 省略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>表省略</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1級实用基準分銅の公差適合検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 表示質量が200グラム以下のもの</td> <td style="text-align: right;">3,200円</td> </tr> <tr> <td>(2) 表示質量が200グラムを超えるもの</td> <td style="text-align: right;">7,200円</td> </tr> <tr> <td>2 2級实用基準分銅の公差適合検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 表示質量が5キログラム以下のもの</td> <td style="text-align: right;">630円</td> </tr> <tr> <td>(2) 表示質量が5キログラムを超え30キログラム以下のもの</td> <td style="text-align: right;">800円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1) 法第19条第1項の規定により定期検査を受けようとする者	別表第1の左欄に掲げる特定計量器1個につき同表の右欄に掲げる額	(2) 省略		(3) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第205条第2項に規定する实用基準分銅その他の分銅の検査を受けようとする者	別表第2の左欄に掲げる实用基準分銅1個につき同表の右欄に掲げる額	(4) 依頼検査を受けようとする者(前号に掲げるものを除く。)	別表第3の左欄に掲げる計量器1個につき同表の右欄に掲げる額	区分	金額	1 1級实用基準分銅の公差適合検査		(1) 表示質量が200グラム以下のもの	3,200円	(2) 表示質量が200グラムを超えるもの	7,200円	2 2級实用基準分銅の公差適合検査		(1) 表示質量が5キログラム以下のもの	630円	(2) 表示質量が5キログラムを超え30キログラム以下のもの	800円
区分	金額																														
(1) 法第19条第1項の規定により定期検査を受けようとする者	別表の左欄に掲げる特定計量器1個につき同表の右欄に掲げる額																														
(2) 省略																															
区分	金額																														
(1) 法第19条第1項の規定により定期検査を受けようとする者	別表第1の左欄に掲げる特定計量器1個につき同表の右欄に掲げる額																														
(2) 省略																															
(3) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第205条第2項に規定する实用基準分銅その他の分銅の検査を受けようとする者	別表第2の左欄に掲げる实用基準分銅1個につき同表の右欄に掲げる額																														
(4) 依頼検査を受けようとする者(前号に掲げるものを除く。)	別表第3の左欄に掲げる計量器1個につき同表の右欄に掲げる額																														
区分	金額																														
1 1級实用基準分銅の公差適合検査																															
(1) 表示質量が200グラム以下のもの	3,200円																														
(2) 表示質量が200グラムを超えるもの	7,200円																														
2 2級实用基準分銅の公差適合検査																															
(1) 表示質量が5キログラム以下のもの	630円																														
(2) 表示質量が5キログラムを超え30キログラム以下のもの	800円																														

3 3級実用基準分銅の公差適合検査	
(1) 表示質量が5キログラム以下のもの	510円
(2) 表示質量が5キログラムを超え30キログラム以下のもの	650円

別表第3(第2条関係)

区分	金額
1 非自動はかり	
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	
ア ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400円
イ ひょう量が250キログラム以下のもの	1,700円
ウ ひょう量が500キログラム以下のもの	2,300円
エ ひょう量が500キログラムを超えるもの	3,200円
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	280円
(3) 前2号に掲げるもの以外のもの	
ア ひょう量が100キログラム以下のもの	500円
イ ひょう量が250キログラム以下のもの	900円
ウ ひょう量が500キログラム以下のもの	1,500円
エ ひょう量が1トン以下のもの	2,200円
オ ひょう量が2トン以下のもの	3,800円
カ ひょう量が5トン以下のもの	6,700円
キ ひょう量が10トン以下のもの	10,400円
ク ひょう量が20トン以下のもの	14,600円
ケ ひょう量が30トン以下のもの	19,600円
コ ひょう量が40トン以下のもの	22,500円
サ ひょう量が50トン以下のもの	30,100円
シ ひょう量が50トンを超えるもの	52,800円
2 おもり	10円
3 長さ計(直尺・巻尺)	
(1) 測定能力が1メートル以下のもの	500円
(2) 測定能力が1メートルを超えるもの	500円に1メートルまでを増すごとに100円を加えた額
4 温度計	
計ることができる温度が0度以上100度以下のもの(体温計を除く。)	390円
5 体温計	390円
6 圧力計	
計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの(血圧計を除く。)	560円
7 アネロイド型血圧計及び液柱型血圧計	480円
8 燃料油メーター	
表示機構の最大指示量が1,000リットル以下のもの	2,050円

注 この表の1の項非自動はかりについては、
最小の目量又は表記された感量がひょう量
の1万分の1未満のものにあつては、手数料の
額は同項の(1)から(3)までに掲げる金額の2
倍の額とする。